

2 ふれあいバス（コミュニティバス）の運行見直し基準について

ふれあいバスは、交通空白地域の解消と高齢者や身体障害者等の交通弱者の支援を目的として運行しておりますが、運行は地域住民の利用、協力により維持、向上させるものであり、一定の利用者がいなければ運行の見直しの検討が必要となります。

今回、利用者数についてチェックおよび評価し、利用者数が少なければ原因の分析と運行内容を見直すことにより、継続的にふれあいバスを運行していくことを目的として見直し基準を設けるものです。

(1) 見直し基準

1 便あたりの年間平均利用者数が3年連続で1.0を下回った場合

(2) 見直し基準の判定期間：3年（年間平均利用者数の判定は年度単位（4月～3月末））

(3) 基準の考え方

ふれあいバスは、交通空白地域の解消と高齢者や身体障害者等の交通弱者の支援を目的として運行していることから、収支率を持っての判定は行いませんが、乗合バスとして運行する以上、1人以上の乗車は必要と考えます。

(4) 見直し基準を下回った場合の対応

1便あたりの年間平均利用者数が1.0に達していない場合は、原因を分析するとともに、利用促進を行う。

また、1便あたりの年間平均利用者数が3年連続で1.0を下回った場合は、原因を分析するとともに、運行ルート、便数、ダイヤ等について見直しを実施する。

(5) 施行日：平成25年9月1日